

(フリガナ)		ヨリ 伊助		基本 指数	父	母	調整	計	職員確認
児童名		昭和 一郎							
住所		昭和町押越542-2							
保護者の状況（同居の親族、その他の者が育成に当たれない場合）							週5日以上	週4日	週3日
1	居宅外労働	外勤 （自 宅外 自 営）	就労者本人（自営の場合その中心者）	実労7時間以上			10	9	8
				実労6時間以上7時間未満			9	8	7
				実労5時間以上6時間未満			8	7	6
				実労4時間以上5時間未満			7	6	5
		実労2時間以上4時間未満			6	5	4		
		農業	就労本人	耕地面積 30a 以上 かつ年間 150 日以上従事			8		
2	居宅内労働	居宅内就労、居宅併設型自営業、内職など	就労者本人（自営の場合その中心者）	実労7時間以上			9	8	7
				実労6時間以上7時間未満			8	7	6
				実労5時間以上6時間未満			7	6	5
				実労4時間以上5時間未満			6	5	4
			実労2時間以上4時間未満			5	4	3	
			自営業協力者	実労7時間以上			8	7	6
				実労6時間以上7時間未満			7	6	5
				実労5時間以上6時間未満			6	5	4
		実労4時間以上5時間未満				5	4	3	
				内職				4	3
3	保護者の疾病・心身障がい	保護者が1ヶ月以上の入院治療及び育成に当たれない場合。（心身障害1・2級）					10		
4	看護・介護	居宅外介護・看護（居宅外労働に準じる）介護施設は対象外。（要介護3以上）					8		
		居宅内介護・看護（居宅内労働に準じる）介護施設は対象外。（要介護3以上）					7		
5	ひとり親	離婚、行方不明、収監、その他					15		
6	求職・就労活動中	現在職業を探しているもの（3ヶ月間）					2		
7	その他	上記以外に館長が児童の育成に欠けると認めた場合					協議		

調整	学年	小学校6年	0
		小学校5年	1
		小学校4年	2
		小学校3年	3
		小学校2年	4
		小学校1年	5
	滞納（減算）	保育料・児童クラブ利用料を滞納している世帯	-15

この基準票を基に内規により優先順位を決定します。